

経営革新計画の承認について

資 料 提 供
令和7年10月31日
課 名：経営革新課
担 当 者：和田
内 線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和7年10月に2件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,089件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和7年10月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設 立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業 種	経 営 革 新 計 画 の テ ー マ
株式会社カスタムインダストリー 尾道市因島	昭和62年	20,000	17	はん用機械器具製造業	高付加価値ガスキットの開発による造船分野の事業規模拡大

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。